

高知県知事  
尾崎正直 様

人権と民主主義・教育と自治を  
守る高知県共闘会議

議長 鎌田伸一

「人権に関する県民意識調査」についての話し合いの申し入れ

日頃、県民の人権擁護のためにご努力されていることに敬意を表します。

私達は、「人権に関する県民意識調査」は、看過できない問題点があると考え、昨年7月13日の人権課長との話し合いでも問題点を提起してきました。

私たちの加盟団体である人権連への本年6月1日付けの「調査」に対する回答は、納得できるものではありません。私達は、下記のような見解、疑問を持っておりますのでぜひ貴職との話し合いの場を持って頂きたいと申し入れます。

なお、日時等は私達の事務局と連絡を取って頂きたいと思っております。時間は2時間取って頂くようお願い致します。

記

1、県は「意識調査」の目的を「県民の意識の推移を把握することにより、これまでの県の教育啓発の効果等を点検し、今後の人権施策を推進していく上での基礎資料とするため」と説明しています。

この説明には次のような問題点があり、行政対応として不相当であると考えます。

(1) 「意識調査」の前提には、教育・啓発活動で「県民の人権意識は向上する」という考え方があると思っております。しかし、学者、研究者の実証調査で、教育・啓発で人権意識を変える事はないことが証明されています。また、教育・啓発でこのように人権意識が向上した、変わったという実践例も県民対象として示されたものではありません。もし、何らかの変化があっても、それを教育・啓発によるものとは断定できません。

(2) 県民の中には、様々な考えや意見があります。方法論についても一律的ではないのは当然のことです。そうした中で、人権に関する設問への回答を積極的であるとか、消極的、否定的であるとか、判断する根拠が何処にあるのでしょうか。

今までの設問の中には、「仮にあなたの子どもが・・・」という仮定の話があります。かりの話に答えたものを、どうして「事実」として扱うことができるのでしょうか。仮定の設問への回答は、あくまで仮定の話にすぎません。

また、行政が県民の「意識」を調査し、分析、論評することは、憲法が保障する思想信条の自由、内心の自由を侵害するものと言わざるを得ません。行政の人権施策に批判的、否定的であったとしても、それを人権意識が低いとか、遅れていると指摘されるいわれはありません。

(3) このような「意識調査」で「効果を点検」しようとするのは適当ではありません。本当に点検しようと考えているのであれば、設問内容を、人権教育や啓発、人権行政への県民の疑問、不満、批判を調査するものにすべきです。そうしてこそ、何処に、どのような問題があるかが把握できるはずで。

今まで行った「人権意識調査」は、まだまだ差別意識が残っている、従って取り組みを強めなければならないという結論が導きだされるためのものといっても過言ではありません。前回調査結果で同和問題以外の課題について、「施策」にどのように生かされたか疑問があります。

2、「同和地区」「同和関係者」という捉え方の設問を作るべきではないという指摘に対して、「平成14年度に実施した前回調査と同様の設問を行い、その結果を比較することによって県民の意識の変化を把握」と回答しています。これは驚くべき発想であり、行政手法としても不当であるし、人権侵害ともいえる対応です。以下に問題点を提起しますので、再検討を要請します。

(1) 現在、法律上も、制度上も行政対応として「同和地区」「同和関係者」は存在しません。だからこそ、昨年7月の県人権課との話し合いの中で白石課長は「行政上属地、属人の調査は行いません。全て課題別に把握します」と発言しています。私達は白石課長に念押しをしました。「調査しない、実態把握をしないというのは、線引きが無くなったので区分けが出来ないからですか」という質問に課長は「そうです」と答えています。

行政上存在しない「同和地区」「同和関係者」を、どうして過去と比較できるのでしょうか。比較できない、比較してはならないのではないのでしょうか。存在しないものを「比較」を理由に設問に使用することは、行政が県民に誤解と偏見を与えるものであり、こうした矛盾したことを行いながら、県民の「意識」を云々するという事は有ってはならないことです。

以上